

県民税利子割

この税は、金融機関等から受け取る利子等について、支払を受けるときに課税されるものです。

■納める人

県内の金融機関等から利子等の支払を受ける個人

■納める額

利子等の額の5%（同時に所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。）

※ 利子等には、公社債、預貯金の利子のほか、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。ただし、平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外された上、配当割の課税対象となりました。

■申告と納税

金融機関等が利子等の支払の際に徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

■非課税

種 類	非課税限度額	対象者
マル優（少額貯蓄非課税制度）	元本それぞれ 350万円	遺族基礎年金を受給する妻、寡婦年金の受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人等
特別マル優（少額公債非課税制度）		
財 産 形 成 住 宅 貯 蓄	元本合計550万円	勤労者
財 産 形 成 年 金 貯 蓄		

※ 表以外に所得税法等において非課税とされている利子等があります。（当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、こども銀行預金の利子等）

■市町村への交付

県に納められた県民税利子割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

県民税配当割

この税は、株式会社等から受け取る一定の上場株式等の配当等(特定配当等)について、支払を受けるときに課税されるものです。

※ 平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等の利子等については配当割の課税対象となりました。

■納める人

特定配当等の支払を受ける個人で、支払を受けるべき日現在、県内に住所を有する個人

※ 源泉徴収選択口座内配当等の支払を受ける人の場合は、当該支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、県内に住所を有する個人

■納める額

支払を受ける特定配当等の額の5%(同時に所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。)

■申告と納税

株式会社等が特定配当等の支払の際に特別徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

ただし、源泉徴収選択口座に受け入れた配当等は、証券会社等が年間分を一括して翌年の1月10日までに納めます。

■市町村への交付

県に納められた県民税配当割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

この税は、源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡に係る所得等について、支払を受けるときに課税されるものです。

※ 平成28年1月1日以降の源泉徴収口座内における特定公社債等の譲渡所得等については、株式等譲渡所得割の課税対象となりました。

■納める人

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡により所得を得た個人で、当該譲渡益の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、県内に住所を有する個人

■納める額

源泉徴収選択口座内の株式等譲渡所得の額の5%(同時に所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。)

■申告と納税

証券会社等が年間の損益を計算し、年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。

■市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。